

株 主 各 位

東京都品川区西五反田7丁目22番17号

株式会社HAPINS

代表取締役社長 柘 植 圭 介

第51回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第51回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2019年6月19日（水曜日）当社営業時間終了の時（午後6時20分）までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 開催日時 2019年6月20日（木曜日）午前10時（受付開始：午前9時）
2. 開催場所 東京都品川区東五反田2丁目3番5号
五反田中央ビル3階 「スタンダード会議室 大ホール」
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 株主総会の目的事項
報告事項 第51期（自2018年4月1日至2019年3月31日）事業報告及び計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件
第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.hapins.co.jp/>)に掲載させていただきます。

事業報告

(自 2018年4月1日)
(至 2019年3月31日)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当期におけるわが国経済は、企業収益や雇用環境の改善などを背景に個人消費は持ち直し緩やかな景気回復基調で推移しました。その一方で豪雨や記録的な猛暑などの自然災害の経済への影響、また、中国経済の減速や米中をはじめとする貿易摩擦など、依然として先行きが不透明な状況が続いております。

小売業界におきましては、異業種を含めた企業間競争の激化、天候不順及び全国各地で発生した自然災害の影響、労働力不足による人件費の増加など厳しい経営環境となりました。

このような経営環境の中で当社は、2018年8月1日に商号を「株式会社HAPINS」に変更し、メインブランドである「HAPiNS」の業態を軸に、新規出店及び店舗内装・外観の見直しといった店舗のブラッシュアップ、自社オリジナル商品の強化によるブランド力向上及びそれによる店舗オペレーションの効率化に取り組んでまいりました。

店舗におきましては、不採算店の閉店及び移設・改装を実施しながらも「HAPiNS」ブランドの新規出店を積極的に推進し、店舗数は直営店、FC店舗あわせ前期末と比べ18店舗増の177店舗となっております。

商品におきましては、商品構成を見直し、取扱商品数を絞り込み、戦略商品の販売促進に集中いたしました。また、取扱商品点数が絞り込まれたことで、商品補充や在庫管理等、効率的な店舗オペレーションを実現しております。なお、この施策は主に新規出店の店舗で先行して実施しており、今後は既存店にも波及させることで、会社全体として戦略品の販売集中と業務の効率化を図り、課題であった既存店の回復に努めてまいります。

当期の出退店の状況は、短期契約である催事店舗も含めて、直営店が「HAPiNS」ブランドで34店舗、FC店が「HAPiNS」ブランドで4店舗出店いたしました。また、直営店で「HAPiNS」ブランドで5店舗、「PASSPORT」ブランドで12店舗、「bao-bab.fleur」ブランドで1店舗、FC店が「PASSPORT」ブランドで2店舗閉店いたしました。更に、直営店で4店舗の移設・改装を実施しております。その結果、当期末の店舗数（短期契約を含む）は、直営店が163店舗、FC店舗が14店舗の計177店舗となっております。

これらの結果、当期の売上高は前年比10.6%増の9,706百万円を達成することができましたが、利益については新規出店に関わる初期投資費用の増加と第4四半

期会計期間に実施した在庫処分セールにより粗利益率が悪化したことにより減収となりました。営業利益が前年比11.8%減の133百万円、経常利益が前年比49.3%減の64百万円、当期純利益は前年と比べ86百万円減の当期純損失は57百万円となりました。

なお、期末配当につきましては、まだ安定した黒字体質には至っておらず、また、財政状態と今後の経営環境を総合的に勘案し、無配とさせていただくことについて、株主の皆様には誠に申し訳なく、心より深くお詫び申し上げます。

(2) 部門別売上高

部 門	当 期 (第51期)		前 期 (第50期)	
	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比
リ ピ ン グ グ ヅ ズ	百万円 472	% 4.9	百万円 585	% 6.7
ダ イ ニ ン グ グ ヅ ズ	1,050	10.8	1,074	12.2
ラ イ フ フ ァ ブ リ ッ ク ス	5,622	57.9	4,777	54.4
バ ラ エ テ ィ グ ヅ ズ	2,301	23.7	2,108	24.0
直 営 店 小 売 計	9,446	97.3	8,545	97.3
フ ラ ン チ ャ イ ズ 等 卸 売 他	259	2.7	232	2.6
合 計	9,706	100.0	8,778	100.0

(注) 各部門に含まれる主な品種は以下のようになっております。

- ①リビンググッズ……………テーブル、座イス、フレーム、時計、収納、スツール等
- ②ダイニンググッズ……………マグカップ、ボトル、カトラリー、和洋食器、はし、弁当箱、エプロン等
- ③ライフファブリックス……………マット、クッション、カバーリング、パジャマ、ルームウェア、タオル、寝具類等
- ④バラエティグッズ……………ぬいぐるみ、ステーションナリー、携帯アクセサリ等
- ⑤フランチャイズ等卸売他…フランチャイズ店等へ商品及び用度品の卸売りとロイヤリティ等

(3) 設備投資等の状況

当期における新規開設店舗（直営店34店舗、フランチャイズ店4店舗）は次のとおりであります。

地区別	店舗数	直 営 店	フランチャイズ店
北海道・東北	1	イオンモールいわき小名浜店	
関 東	20	あびこショッピングプラザ店 イオン茅ヶ崎中央店 横浜ワールドポーターズ店 小田原ダイナシティ店 イオン入間店 ららぽーと立川立飛店 マルイファミリー溝口店 水戸エクセル店 渋谷マークシティ店 イオンモールつくば店 マチノマ大森店 イオンモール柏店 イオンモール小山店 八王子オーパ店 宇都宮パセオ店 錦糸町バルコ店	WonderG00 旭 店 WonderG00 加 須 店 WonderG00 入 間 店 WonderG00 本 庄 店
中部・東海	7	沼津イシバシプラザ店 アピタ新守山店 メルサ栄店 プレ葉ウオーク浜北店 ヨシヅヤ太平通り店 イオンモール津南店 アピタ千代田橋店	
近 畿	5	コロワ甲子園店 奈良ミ・ナーラ店 イオンモール鶴見緑地店 ブルメール舞多聞店 ピエリ守山店	
中国・四国	3	イオンモール徳島店 さんすて岡山店 広島バルコ店	
九 州	2	ゆめタウン行橋店 イオンモール鹿児島店	

- (注) 1. 上記店舗数には短期契約である催事店舗を含んでおります。
2. これらの店舗の新設、既存店の改装等に伴う当期総投資額は618百万円であります。

なお、当期中に閉鎖した店舗（直営店18店舗、フランチャイズ店2店舗）は次のとおりであります。

地 区 別	店舗数	直 営 店	フランチャイズ店
北海道・東北	2	イオンモール盛岡南店 フレスポ山形北店	
関 東	10	錦糸町オリナス店 町田東急ツインズ店 イオンモール富津店 横浜ビブレbao-bab.fleur店 南砂町スナモ店 アリオ鷺宮店 新宿マルイアネックス店 亀ヶ崎サブラ店 イオン横須賀店 新所沢パルコ店	
中部・東海	3	メルサ栄店 久居インターガーデン店	稲沢リーフウォーク店
近 畿	3	あまがさきキューズモール店 イオンモール神戸南店 イオン箕面店	
中国・四国	1	広島パルコ店	
九 州	1		南大分店

(注) 上記店舗数には短期契約である催事店舗を含んでおります。

(4) 資金調達の状況

当期は、金融機関より長期借入金620百万円の調達を行いました。

(5) 対処すべき課題

メインブランド「HAPiNS」の認知度向上を図り、ブランドとして確立させ、他社との差別化をすることで、今後の成長性を確保し、収益力強化に取り組んでまいります。今後の成長性を確保するためにも、商業施設に無くてはならない唯一無二の存在の専門店になる必要があり、以下の内容を対処すべき課題として捉え、その対応に取り組んでまいります。

①お客様第一主義の徹底

多くのお客様から愛されるお店を目指し、お客様満足度向上のため、店内レイアウトの安全性の確保・お客様に寄り添う接客の実現・お客様に商品をはっきりやすく伝えていくことに取り組んでまいります。

②商品取扱い数の絞り込み

商品取扱い数の絞り込みをすることで、戦略商品の販売促進の集中と店舗オペレーションの効率化を図り、コスト構造の改善に取り組んでまいります。

③販売費及び一般管理費の削減

コスト構造の改善として、販売費及び一般管理費の見直しを行い、利益体質の改善に努めてまいります。

i) 物流関連コストの削減

高騰する配送費の抑制や倉庫内作業費などのコスト削減に取り組んでまいります。

ii) 店舗家賃の削減

店舗家賃の条件の見直し、条件交渉などを実施し、店舗家賃の削減に取り組んでまいります。

④人材の確保と育成

人材の確保と育成が課題となっております。店舗管理職の育成は不可欠であり、また店舗の重要な戦力であるパート・アルバイトの確保は困難な状況にあり、採用活動の強化及び社員教育の充実を図ってまいります。

上記の取り組みにより、既に新店において実施している取扱い商品数の絞り込みを既存店に波及、また自社オリジナル商品を強化し他社との差別化を図ることで課題である「既存店の回復」を目指します。店舗開発につきましては、出店条件を精査し、厳選した出店を行ってまいります。

(継続企業の前提に関する重要事象等を改善・解消するための対応策)

当社は、前期において、営業利益、経常利益、当期純利益を計上することができましたが、2017年3月期及び2018年3月期において2期連続の営業活動によるキャッシュ・フローのマイナスを計上しております。また、当期においては、営業利益及び経常利益を計上しておりますが、当期純損失を計上しており、将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

当該状況を改善・解消すべく、RIZAPグループ株式会社のマーケティング力やプロモーション力を活用した「売上向上の施策」や「ブランドイメージの刷新」、RIZAPグループ内の雑貨・アパレルブランドの商品デザイン力などを活用した「商品力の強化」、商品製造や店舗開発などの情報共有化によりコストを削減し「収益力強化」を進めております。

「お客様層の拡大」、「同質化しない新しいMD（品揃え）」をテーマに黒字化を目指しており、現在の中心層である30～40代女性から、シニア層も含むファミリーが価値を感じることでできるブランドを構築するため、今までは取扱いがなかったプライスライン、デザイン、テイストの商品をラインアップし、他社との差別化に取り組んでおります。

2017年11月から新店や改装店はメインブランド名を「PASSPORT」から親しみやすく覚えやすく、調べやすい「HAPiNS（ハピンス）」に変更するとともに、2018年8月1日より社名を株式会社パスポートから株式会社HAPiNSに変更し、ブランドコンセプトの確立に取り組んでおります。自分の周りのたくさんの人たちのなかにハッピーを生み出すことができる店という願いを込めた「HAPiNS」としてブランディングを推し進め、新規出店をすることで更なる業績の拡大を目指しております。

こうした取組みの結果、前期においては営業利益、経常利益、当期純利益を計上しており、また、当期においては、当期純損失を計上しておりますが、営業利益及び経常利益を計上するとともに営業活動によるキャッシュフローも前期と比較して561百万円増加の341百万円と改善しております。

資金面に関しましては、運転資金の調達など取引金融機関からの継続的な支援協力を得ており、また、新規出店及び店舗改装に伴う設備投資資金を機動的・安定的に確保することを目的として、2018年8月28日にシンジケートローン（コミットメント期間付タームローン）契約を締結するなど、今後とも資金調達や資金繰りの安定化に努めてまいります。

上記施策により計画上、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような事象又は状況を解消できると考えており、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないものと判断しております。

株主の皆様には、今後ともより一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申しあげます。

(6) 財産及び損益の状況の推移

区 分 \ 期 別	第 48 期 (2016年 2 月期)	第 49 期 (2017年 3 月期)	第 50 期 (2018年 3 月期)	第51期(当期) (2019年 3 月期)
売 上 高 (百万円)	10,934	10,215	8,778	9,706
経 常 利 益 または 経 常 損 失 (△) (百万円)	59	△622	127	64
当 期 純 利 益 または 当 期 純 損 失 (△) (百万円)	△142	△849	29	△57
1株当たり当期純利益または 1株当たり当期純損失(△) (円)	△28.22	△66.89	1.99	△3.89
総 資 産 (百万円)	4,955	4,531	5,382	5,905
純 資 産 (百万円)	475	763	785	728

- (注) 1. 1株当たり当期純利益及び1株当たり当期純損失は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。
2. 第49期につきましては、事業年度の変更に伴い、2016年3月1日から2017年3月31日までの13か月間となっております。

(7) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

i) 親会社との関係

当社の親会社はRIZAPグループ株式会社であり、当社の普通株式を10,403,000株（持株比率70.38%）を保有しております。当社は親会社より役員の兼務等の関係があります。

ii) 親会社等との間の取引に関する事項は以下のとおりであります。

イ. 取引に当って当社の利益を害さないように留意した項目

当社は、親会社との取引に関して、当社の利益を害さないよう、市場実勢価格や市場金利等を勘案して親会社と価格交渉を行い、取引条件等を決定し、適正な取引条件の実現を図っています。

ロ. 当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由

当社取締役会は、上記の対応によって適正な取引実現のために必要な措置が講じられているものと判断しています。

ハ. 取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の当該意見

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(8) 主要な事業内容

当社は、駅ビル・ショッピングセンターを中心としたテナント出店及び路面店を展開し、インテリア雑貨（テーブル、座イス、フレーム、時計、収納、スツール等）、生活雑貨（マグカップ、ボトル、和洋食器、弁当箱、エプロン、マット、カバーリング、パジャマ、ルームウェア、タオル等）を中心に各種雑貨商品を直営店舗で販売する小売専門店及び当社とフランチャイズ契約を締結した加盟店に、同商品を卸売りするフランチャイズ事業を営んでおります。

(9) 営 業 所

① 本 店 東京都品川区西五反田 7 丁目22番17号

② 営 業 店 直 営 店 163店舗
 フランチャイズ店 14店舗
 合 計 177店舗

地 区 別	店 舗 数	直 営 店	フランチャイズ店
北海道・東北	8	北 海 道 (1) 青 森 県 (1) 宮 城 県 (3) 福 島 県 (3)	
関 東	73	栃 木 県 (4) 群 馬 県 (3) 茨 城 県 (5) 埼 玉 県 (9) 千 葉 県 (10) 東 京 都 (20) 神 奈 川 県 (17)	茨 城 県 (1) 埼 玉 県 (3) 千 葉 県 (1)
中 部 ・ 東 海	29	新 潟 県 (2) 富 山 県 (1) 長 野 県 (2) 山 梨 県 (1) 岐 阜 県 (2) 静 岡 県 (8) 愛 知 県 (3) 三 重 県 (3) 石 川 県 (3)	愛 知 県 (4)
近 畿	25	滋 賀 県 (3) 京 都 府 (4) 大 阪 府 (8) 兵 庫 県 (7) 奈 良 県 (2)	兵 庫 県 (1)

地区別	店舗数	直 営 店	フランチャイズ店
中国・四国	20	岡山県(4) 広島県(7) 山口県(1) 徳島県(2) 香川県(4) 愛媛県(1) 高知県(1)	
九州	22	福岡県(8) 長崎県(3) 佐賀県(1) 大分県(1) 熊本県(2) 宮崎県(2) 鹿児島県(1)	大分県(4)
合計	177	163	14

(注) 上記店舗数には短期契約である催事店舗を含んでおります。

(10) 従業員の状況

区 分	従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男子	25名	3(減)名	40.6歳	12.7年
女子	124	17(減)	39.5	14.6
合計または平均	149	20(減)	39.7	14.3

(注) 1. 上記従業員数には社外から当社への出向者6名が含まれております。

2. 上記従業員数には臨時従業員(アルバイト・パートタイマー)を含んでおりません。
なお、臨時従業員は585名(月165時間換算)であります。

(11) 主要な借入先

借 入 先	借入金残高
株式会社みずほ銀行	785 <small>百万円</small>
株式会社横浜銀行	737
株式会社商工組合中央金庫	225

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 19,420,000株
 (2) 発行済株式の総数 15,000,000株
 (3) 株 主 数 5,573名
 (4) 大 株 主

株 主 名	株 式 数	持 株 比 率
	千株	%
RIZAP グループ株式会社	10,403	70.38
株式会社パスポートライフ	1,000	6.77
大 桑 啓 嗣	80	0.54
株式会社 SBI 証券	62	0.42
株式会社 みずほ 銀行	60	0.41
水 野 由 美 子	53	0.36
大 竹 秀 達	53	0.36
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	40	0.27
久 保 田 勝 美	39	0.27
日本証券金融株式会社	36	0.25

(注) 持株比率は自己株式(219,026株)を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況（2019年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	柘植圭介	営業部長
取 締 役	島田直昭	経理財務部長
取 締 役	塩塚哲也	管理部長
取 締 役 (常勤監査等委員)	田中弘之	
取 締 役 (監査等委員)	小島茂	有限会社ブラン・ドゥ・シー代表取締役 ヒューマンテラス株式会社取締役 株式会社ウィル取締役 株式会社エスネットワークス監査役 堀田丸正株式会社社外取締役 株式会社ワンダーコーポレーション社外取締役(監査等委員)
取 締 役 (監査等委員)	加藤健生	株式会社イデアインターナショナル取締役 株式会社タツミプランニング取締役 株式会社湘南ベルマーレ取締役 株式会社シカタ取締役

- (注) 1. 社外取締役田中弘之及び小島茂の両氏と当社との間には、特別の関係はありません。
2. 取締役田中弘之及び小島茂の両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。また、両氏は、株式会社東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
3. 当社は、監査等委員の監査・監督機能を強化し、取締役(監査等委員を除く)からの情報収集及び重要な社内会議における情報共有並びに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能にするため、田中弘之氏を常勤の監査等委員に選定しております。
4. 監査等委員小島茂氏は、社会保険労務士の資格を有しております。
5. 監査等委員加藤健生氏は、公認会計士であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 当期中に以下の取締役の担当の異動がありました。
- 異動年月日 2018年9月1日付
氏 名 柘植圭介
(新) 代表取締役社長兼営業部長
(旧) 代表取締役社長兼営業本部長
7. 当期中に以下の取締役(監査等委員)の重要な兼職の異動がありました。
- 異動年月日 2018年5月24日付
氏 名 小島茂
(新) 株式会社ワンダーコーポレーション社外取締役(監査等委員)
(旧) -
- 異動年月日 2018年12月31日付
氏 名 加藤健生
(新) 辞任
(旧) RIZAPグループ株式会社取締役
- 異動年月日 2019年3月31日付
氏 名 小島茂
(新) 辞任
(旧) 株式会社エスネットワークス監査役

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度額としております。

(3) 取締役の報酬等の総額

	人 数	報 酬 等 の 総 額
取 締 役 (監査等委員を除く)	3名	28,500千円
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	2名 (2名)	6,600千円 (6,600千円)
合 計	5名	35,100千円

(注) 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

(4) 社外取締役（監査等委員）に関する事項

① 重要な兼職先である法人等と当社との関係

社外取締役（監査等委員）小島茂氏は、株式会社ワンダーコーポレーションの社外取締役（監査等委員）を兼職しており、当社は同社との間にフランチャイズ契約に基づく商品供給取引の関係があります。

② 主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
社 外 取 締 役 (常勤監査等委員)	田 中 弘 之	当期開催の取締役会には、17回中17回、また監査等委員会13回中13回に出席し、主に企業経営に関する豊富な知識・見地から適宜発言を行なっております。
社 外 取 締 役 (監査等委員)	小 島 茂	当期開催の取締役会には、17回中17回、また監査等委員会13回中13回に出席し、主に社会保険労務士としての豊富な知識・見地から法令を踏まえた客観的視点で適宜発言を行なっております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第25条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が田中弘之氏4回、小島茂氏4回ありました。

③ 社外役員の報酬等の総額

社外役員の報酬等の総額につきましては、「(3) 取締役の報酬等の総額」に記載のとおりであります。

④ 親会社等または親会社等の子会社から当期において役員として受けた報酬等の総額

当期において、社外取締役（監査等委員）が、役員を兼任する親会社等また

は親会社等の子会社等から、役員として受けた報酬等の総額は2,300千円であり
ます。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

東邦監査法人

(2) 当期に係る会計監査人の報酬等の額

当社が会計監査人に支払うべき報酬等の額は以下のとおりです。

	支 払 額
1. 当期に係る会計監査人としての報酬等の額	20百万円
2. 当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	20百万円

(注)1. 会計監査人の報酬等について監査等委員会が同意した理由

当社監査等委員会は、取締役会、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積の算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当期に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が、会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合、必要に応じて、監査等委員会は、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。また、監査等委員会は、会計監査人の適確性、専門性、当社からの独立性、その他の評価基準に従い総合的に評価し、会計監査人の職務の執行に支障があると判断されるなど、会計監査人の変更が必要と認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は取締役会において、業務の適正を確保するための体制を整備するため、「内部統制システム構築の基本方針」を決議しております。なお、当社は2017年6月22日付で監査等委員会設置会社へ移行したことから、内部統制システム構築の基本方針を改定しております。改定後の決議内容の概要は以下のとおりであります。

(2) 業務の適正を確保するための体制

① 取締役の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 1) 当社は、経営理念に基づき「コンプライアンス基本方針」を制定し、法令・定款・社内規程を遵守することを徹底する。
- 2) 取締役会は、定期的にコンプライアンス体制を見直し、問題点の把握と改善に努めることにより、その実効性を確保する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- 1) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理については、「文書管理規程」及び「秘密情報管理規程」に基づき、文書または電磁的媒体に記録し、保存及び管理する。
- 2) 取締役及び監査等委員である取締役は、必要ある場合はこの規程に基づき、文書等を閲覧することができる。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 1) リスクマネジメントの確立に向けて、当社をとりまくリスクを想定し、リスクの予防及び危機発生時の迅速、的確な対応ができる組織、体制、規程等を整備する。
- 2) 新たに生じたリスクもしくは重大なリスクが予見された場合は、取締役会において速やかに担当取締役を選任し、対応責任者として必要な対策を講じる。
- 3) 組織横断的リスク状況の監視及び全社的対応については、管理部を主管部門とする。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制

- 1) 取締役会は経営方針を機軸に年度計画及び中期経営計画を策定し、各業務担当取締役はその目標達成のために各部門の具体的な目標及び予算の設定を行なう。
また、目標が当初計画どおりに進捗しているか月次・四半期の業績管理を行なう。
- 2) 取締役会規程により定められている事項及び付議基準に該当する事項については、すべて取締役会に付議することを遵守する。
- 3) 取締役会機能をより強化し、経営効率を向上させるため、取締役（監査等委員である取締役を除く）・常勤の監査等委員である取締役・その他検討事項に応じて責任者等が出席する経営会議を毎週1回開催することにより、業務執行に関する基本事項及び重要事項を多面的に検討し、慎重な意思決定を行なう。

⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 1) 使用人が法令・定款を遵守し、社会規範に基づいた行動を取るための行動規範となる「コンプライアンス基本方針」を制定し、コンプライアンスの強化のための指針とする。
- 2) 内部監査室はコンプライアンスの状況を定期的に監査し、経営会議、取締役会（監査等委員である取締役含む。）に報告する。
- 3) 使用人が法令・定款等に違反する行為を発見し、それを告発しても、不利益な扱いを受けない内部通報制度を構築する。

⑥ 監査等委員である取締役の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

- 1) 監査等委員である取締役は、内部監査室に監査業務に必要な事項を命令することができることとする。
- 2) 監査等委員である取締役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査等委員である取締役と協議のうえ指名することができる。
- 3) 指名された使用人への指揮権は監査等委員である取締役に移譲されたものとし、他の取締役の指揮命令は受けないものとする。

⑦ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員である取締役に報告をするための体制その他の監査等委員である取締役への報告に関する体制

- 1) 代表取締役、担当取締役は、取締役会、経営会議等の会議において、担当業務の執行状況を随時報告する。
- 2) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、当社の業務に重大な影響を及ぼす事項を発見した場合は、監査等委員である取締役に對し速やかに報告する。

また、内部監査の実施状況、内部通報による通報状況についても適宜報告する。

⑧ その他監査等委員である取締役の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制

- 1) 監査等委員である取締役全員によって構成される監査等委員会を設置し、監査等委員である取締役及び監査等委員会は代表取締役との間で定期的に会合を持ち、会社が対処すべき課題、監査上の重要課題等について意見交換を行なう。
- 2) 監査等委員である取締役は、内部監査室による内部監査の実施計画について事前に説明を受け、調査等を求めることができる。監査等委員である取締役は必要に応じ内部監査室と連携・情報交換して職務に当たると共に、会計監査人と緊密な連携を保ち、積極的に意見及び情報交換を行ない、効率的な監査を実施する。
- 3) 監査等委員である取締役は重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会、経営会議等に出席すると共に、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求めることができる。

⑨ 反社会的勢力の排除に向けた体制

1) 反社会的勢力排除に向けた基本的考え方

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して、毅然とした態度を貫き、取引の防止に努めることを基本方針とする。

2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

i) 社内規則の整備状況

反社会的勢力との対応を「コンプライアンス基本方針」に基づく「行動基準」に定める。

ii) 対応統括部署及び不当要求防止責任者の設置状況

管理部を反社会的勢力対応の総括部署として、事案により関係する部署が窓口となり対応するものとする。

iii) 外部の専門機関との連携状況

定期的な警察署への訪問・連絡等を行ない、緊急時における警察への通報、弁護士等への相談を必要に応じて実施するなど、外部の専門機関と連携を図ることで反社会的勢力対応を行なう。更に、「特殊暴力防止対策連合会」等に加盟し、不当要求等への対応方法や反社会的勢力に関する情報収集を行ない、万々に備えた体制強化を図る。

⑩ 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告の信頼性を確保するため、会計監査人を設置し、「財務報告の基本方針」に基づき金融商品取引法等に従い、財務報告に係る内部統制システムを構築し、その整備・運用状況の有効性を定期的・継続的に評価し、必要な是正を行なう。

6. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、上記に掲げた業務の適正を確保するための体制を整備しており、その基本方針に基づいた運用状況の概況は、以下のとおりであります。

(1) 主な会議の開催状況として、取締役会は17回開催され、取締役の職務執行の適法性を確保し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を高めるために、当社と利害関係を有しない社外取締役が全てに出席いたしました。その他、監査等委員会は13回、経営会議は51回開催いたしました。上記のほかに、会社法第370条及び当社定款第25条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が4回ありました。

(2) 監査等委員会が定めた監査方針及び監査計画等に基づき、常勤の監査等委員は重要な会議に出席するほか、内部監査部門を通じて各部門に対してヒアリング・調査を行い、取締役会の意思決定の過程及び取締役の業務執行状況について監査・監督しております。

さらに、監査等委員会は、会計監査人と監査前に監査方針・監査計画並びに日程等について意見交換を行うほか、必要に応じて監査計画の進捗状況、監査実施上の問題点などについても情報交換を行い、会計監査人と相互連携を図っております。

7. 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については特に定めておりません。

(注) 本事業報告中の記載金額及び数量については、表示単位未満の端数を切り捨て、比率及び1株当たり当期純利益または1株当たり当期純損失は、小数点第2位未満を四捨五入しております。

貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	3,139,903	流動負債	3,359,102
現金及び預金	782,753	支払手形	914,142
売掛金	684,968	買掛金	305,996
商品	1,478,411	1年内償還予定の社債	30,000
未着商品	61,699	短期借入金	1,079,600
貯蔵品	11,634	1年内返済予定の長期借入金	446,210
前払費用	53,188	リース債務	22,333
未収入金	64,795	未払金	104,777
その他	2,451	1年内支払予定の長期未払金	29,988
固定資産	2,766,008	未払費用	255,333
有形固定資産	1,394,142	未払法人税等	30,497
建物	1,167,420	未払消費税等	75,457
工具、器具及び備品	210,498	預り金	24,169
土地	15,554	賞与引当金	20,810
建設仮勘定	670	資産除去債務	17,665
無形固定資産	73,437	その他	2,120
ソフトウェア	63,821	固定負債	1,818,782
電話加入権	9,616	社債	90,000
投資その他の資産	1,298,428	長期借入金	999,919
投資有価証券	1,370	リース債務	47,318
出資	100	長期未払金	94,174
長期前払費用	279	繰延税金負債	55,972
敷金及び保証金	1,296,678	退職給付引当金	241,367
		資産除去債務	278,529
		長期預り保証金	11,500
		負債合計	5,177,884
		(純資産の部)	
		株主資本	727,680
		資本金	100,000
		資本剰余金	716,354
		資本準備金	716,354
		利益剰余金	△28,093
		その他利益剰余金	△28,093
		繰越利益剰余金	△28,093
		自己株式	△60,580
		評価・換算差額等	346
		その他有価証券評価差額金	346
		純資産合計	728,027
資産合計	5,905,912	負債及び純資産合計	5,905,912

損 益 計 算 書

(自 2018年 4月 1日)
(至 2019年 3月 31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		9,706,244
売 上 原 価		4,529,493
売 上 総 利 益		5,176,750
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		5,043,406
営 業 利 益		133,344
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	18	
受 取 配 当 金	61	
破 損 商 品 等 弁 償 金	216	
保 険 配 当 金	90	
雑 収 入	1,323	1,709
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	39,648	
社 債 利 息	830	
支 払 手 数 料	19,379	
為 替 差 損	10,472	
雑 損 失	74	70,404
経 常 利 益		64,648
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	3,816	
店 舗 閉 鎖 損 失	12,085	
減 損 損 失	51,514	67,416
税 引 前 当 期 純 損 失		2,767
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	29,800	
法 人 税 等 調 整 額	24,953	54,753
当 期 純 損 失		57,520

株主資本等変動計算書

(自 2018年4月1日)
(至 2019年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本		
	資 本 金	資 本 剰 余 金	
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 合 計
当 期 首 残 高	100,000	716,354	716,354
当 期 変 動 額			
当 期 純 損 失			-
自己株式の取得			-
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			-
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-
当 期 末 残 高	100,000	716,354	716,354

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	利 益 剰 余 金		資 本	
	そ の 他 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
	繰 越 利 益 剰 余 金			
当 期 首 残 高	29,427	29,427	△60,580	785,201
当 期 変 動 額				
当 期 純 損 失	△57,520	△57,520		△57,520
自己株式の取得		-	△0	△0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)		-		-
当 期 変 動 額 合 計	△57,520	△57,520	△0	△57,521
当 期 末 残 高	△28,093	△28,093	△60,580	727,680

(単位：千円)

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	452	452	785,653
当 期 変 動 額			
当 期 純 損 失		-	△57,520
自己株式の取得		-	△0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△105	△105	△105
当 期 変 動 額 合 計	△105	△105	△57,626
当 期 末 残 高	346	346	728,027

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) たな卸資産

商 品……………総平均法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

未 着 商 品……………個別法による原価法

貯 蔵 品……………最終仕入原価法による原価法

(2) 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの……………決算日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定。)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

(イ) リース資産以外の有形固定資産

定率法によっております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建 物……………10年～27年

工具、器具及び備品……………5年～8年

(ロ) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(2) 無形固定資産

(イ) リース資産以外の無形固定資産

ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(ロ) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 長期前払費用

定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額から特定退職金共済制度からの支給見込額を控除した額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

4. その他計算書類作成の基本となる重要な事項

(1) 繰延資産の処理方法

社債発行費……支出時に全額費用として処理しております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

5. 追加情報

(遵守事項)

当社は、短期借入金のうち、動産担保融資契約に基づく630,000千円には遵守事項があり、その内容は次のとおりであります。

(1) 各事業年度末時点での貸借対照表における純資産額を2009年2月期決算期末時点の金額の75%以上（761,568千円以上）に維持すること。

(2) 各事業年度末時点での貸借対照表における棚卸資産の回転月数を2.0ヶ月以下に維持すること。

(3) 各事業年度末時点での経常利益について、2期連続でマイナスとしないこと。

当期末においては、これらの遵守事項の一部に抵触いたしますが、取引銀行からは上記状況を認識いただいた上で、既存借入金の融資継続に応じていただいています。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保提供資産及び担保付債務

(イ)担保資産の内容及びその金額

建	物	26,962千円
土	地	15,554千円
敷金及び保証金		132,894千円
商	品	1,001,027千円
合	計	1,176,438千円

(ロ)担保に係る債務の金額

1年内返済予定の長期借入金	371,607千円	
短期借入金	630,000千円	
長期借入金	746,942千円	
合	計	1,748,549千円

担保に供している資産のうち、建物、土地には銀行取引に係る根抵当権が、敷金及び保証金には銀行取引に係る根質権が設定されております。

2. 有形固定資産の減価償却累計額 1,938,879千円

3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

金銭債権

売掛金 3,336千円

金銭債務

買掛金 680千円

未払金 3,364千円

(損益計算書に関する注記)

1. 通常の販売目的で保有するたな卸資産の収益性の低下による簿価切下額
売 上 原 価 4,486千円
2. 関係会社との取引高
売上高 111,601千円
販売費及び一般管理費 40,090千円

3. 減損損失

当期において、当社は以下のグループについて、減損損失を計上いたしました。

場 所	用 途	種 類	減損損失 (千円)
2店舗 (岩手県・山形県)	店舗設備	建物並びに工具、器具及び備品	1,882
9店舗 (茨城県・埼玉県・千葉県 ・東京都・神奈川県)	店舗設備	建物並びに工具、器具及び備品	22,176
2店舗 (愛知県・三重県)	店舗設備	建物並びに工具、器具及び備品	3,031
2店舗 (大阪府・兵庫県)	店舗設備	建物並びに工具、器具及び備品	12,152
2店舗 (広島県)	店舗設備	建物並びに工具、器具及び備品	12,270
計			51,514

資産のグルーピングは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位である店舗を基本単位としております。

店舗については、営業活動による収益が継続して損失となる店舗を減損損失として特別損失に計上いたしました。

なお、店舗に係る回収可能価額は使用価値により算定しており、上記の店舗について将来キャッシュ・フローに基づく使用価値がマイナスであるため、回収可能価額は零として評価しております。

その内訳は次のとおりであります。

建 物	46,332千円
工具、器具及び備品	5,182千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：株)

	当 株 期 式 首 数	当 増 加 株 式 数	当 減 少 株 式 数	当 株 期 式 末 数	摘 要
発行済株式					
普通株式	15,000,000	—	—	15,000,000	
自己株式					
普通株式	219,025	1	—	219,026	

(注) 当期増加株式数は、単元未満株式の買取りによるものであります。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

該当事項はありません。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

賞与引当金	7,243千円
退職給付引当金	83,489千円
減損損失	28,395千円
商品評価損	1,561千円
資産除去債務	101,794千円
繰越欠損金	617,589千円
その他	1,831千円
繰延税金資産小計	841,906千円
評価性引当額	△841,906千円
繰延税金資産合計	—千円

繰延税金負債

資産除去債務に対する除去費用	△55,789千円
その他有価証券評価差額金	△183千円
繰延税金負債合計	△55,972千円
繰延税金資産の純額	△55,972千円

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、長期資金として銀行等金融機関からの借入及び社債の発行により資金調達しております。また、設備資金としてリース及び割賦による資金調達を行っております。なお、当社はデリバティブ取引については、投機的な取引は行ないません。

売掛金に係る顧客の信用リスクは、販売管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

営業債務や短期借入金は、流動性リスクに晒されていますが、適時に資金収支の見込みを作成して管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2019年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	782,753	782,753	—
(2) 売掛金	684,968	684,968	—
(3) 未収入金	64,795	64,795	—
(4) 投資有価証券 その他有価証券	1,370	1,370	—
(5) 敷金及び保証金	1,296,678	1,293,266	△3,412
資産計	2,830,566	2,827,154	△3,412
(1) 支払手形	914,142	914,142	—
(2) 買掛金	305,996	305,996	—
(3) 短期借入金	1,079,600	1,079,600	—
(4) 未払金	104,777	104,777	—
(5) 未払法人税等	30,497	30,497	—
(6) 未払消費税等	75,457	75,457	—
(7) 社債(*1)	120,000	121,709	1,709
(8) 長期借入金(*2)	1,446,130	1,447,994	1,864
(9) リース債務(*3)	69,651	69,772	120
(10) 長期未払金(*4)	124,163	125,751	1,588
負債計	4,270,416	4,275,698	5,282

(*1) 1年内償還予定の社債を含めております。

(*2) 1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(*3) 1年以内のリース債務を含めております。

(*4) 1年内支払予定の長期未払金を含めております。

(注) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、並びに(2) 売掛金、(3) 未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

投資有価証券の時価については、株式は取引所の価格によっております。

(5) 敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価については、貨幣の時間価値を反映した無リスクの利率で割り引いた現在価値により算定してしております。

負債

(1) 支払手形、並びに(2) 買掛金、(3) 短期借入金、(4) 未払金、(5) 未払法人税等、

(6) 未払消費税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(7) 社債

社債の時価については、元利金の合計額を、新規調達を行なった場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定してしております。

(8) 長期借入金

長期借入金の時価については、長期借入金のうち変動金利によるものは、短期間内で市場金利を反映していることから、時価は帳簿価額にほぼ等しいと考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、元利金の合計額を、新規に借入を行なった場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定してしております。

(9) リース債務

リース債務の時価については、元利金の合計額を、新規にリース取引を行なった場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定してしております。

(10) 長期未払金

長期未払金の時価については、元利金の合計額を、新規に割賦契約を行なった場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定してしております。

(関連当事者との取引に関する注記)

親会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	RIZAPグループ株式会社	東京都新宿区	19,200,445	持株会社	(被所有) 直接70.39	役員 の兼任	商品の販売	32,780	売掛金	—
							当社銀行借入に対する保証債務 (注)1	1,352,730	—	—
							当社リース債務に対する債務保証 (注)1	18,720	—	—
							当社割賦債務に対する債務保証 (注)1	124,163	—	—

(注) 1. 当社は、金融機関からの一部の借入及び一部のリース契約、割賦契約に対し、親会社のRIZAPグループ株式会社より債務保証を受けております。なお、債務保証の取引金額は、期末借入金残高、期末リース債務残高及び期末割賦債務残高を記載しております。また、当該債務保証につきましては、保証料の支払を行っておりません。

2. 上記取引金額には、消費税等は含まれておりません。

3. 取引条件及び取引条件の決定方針等

商品の販売等については、価格その他の取引条件は、市場実勢価格を提示し、価格交渉の上で決定しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額 49円25銭

2. 1株当たり当期純損失 3円89銭

算定上の基礎は次のとおりであります。

当期純損失 57,520千円

普通株主に帰属しない金額 一千円

普通株式に係る当期純損失 57,520千円

普通株式の期中平均株式数 14,780,974株

(注) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象に関する注記)
該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2019年5月14日

株式会社 HAP i N S

取締役会 御中

東邦監査法人

<u>指定社員</u> <u>業務執行社員</u>	公認会計士 矢崎英城 ㊞
<u>指定社員</u> <u>業務執行社員</u>	公認会計士 木全計介 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社HAP i N Sの2018年4月1日から2019年3月31日までの第51期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第51期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その結果方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会の決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及びその理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からの職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人東邦監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月15日

株式会社 H A P i N S 監査等委員会

常勤監査等委員 田 中 弘 之 ㊞
監 査 等 委 員 小 島 茂 ㊞
監 査 等 委 員 加 藤 健 生 ㊞

(注) 監査等委員田中弘之及び小島茂は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（3名）は本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名の選任をお願いするものであります。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	つげ けい すけ 柘 植 圭 介 (1975年10月18日生)	1998年4月 当社入社 2016年7月 当社商品部長 2017年5月 当社営業本部長 2017年6月 当社代表取締役社長就任(現任) 2018年9月 当社営業部長(現任)	4,300株
2	しま だ なお あき 島 田 直 昭 (1963年1月13日生)	1986年4月 ㈱タカキュー入社 1992年6月 ㈱メルス入社 1998年5月 当社入社 2012年3月 当社経理部長 2015年4月 当社経理財務部長(現任) 2017年6月 当社取締役就任(現任)	3,200株
3	しお づか てつ や 塩 塚 哲 也 (1960年12月10日生)	1983年4月 ㈱ミナミスポーツ入社 2001年10月 当社入社 2013年3月 当社人事総務部長 2017年6月 当社取締役就任(現任) 2017年6月 当社管理部長(現任)	2,300株

(注) 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

また、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	たなかひろゆき 田中弘之 (1954年1月13日生)	1976年3月 ㈱銀座キュート入社 1986年5月 同社取締役直営店部部长兼商品部長 1988年5月 同社常務取締役 1998年6月 ㈱パレモ入社 2002年2月 同社シーベレット事業部長兼商品部長 2009年2月 同社木糸土・ハレノヒ部シニアマネージャー兼店舗開発部シニアマネージャー 2014年3月 当社顧問 2014年5月 当社常勤監査役就任 2017年6月 当社常勤社外取締役(監査等委員) (現任)	1,900株
2	こじましげる 小島茂 (1968年1月9日生)	1991年4月 学校法人高宮学園代々木ゼミナール入社 2002年4月 小島社会保険労務士事務所開業 2002年9月 ㈱プラン・ドゥ・シー代表取締役就任 (現任) 2005年1月 ㈱エスネットワークス入社 2007年1月 ヒューマンテラス㈱取締役就任(現任) 2009年4月 ㈱イーエスピーロール代表取締役就任 2010年5月 ㈱ウィル取締役就任(現任) 2015年4月 ㈱エスネットワークス監査役就任 2016年8月 当社監査役就任 2017年6月 堀田丸正㈱社外取締役就任(現任) 2017年6月 当社社外取締役(監査等委員)就任(現任) 2018年5月 ㈱ワンダーコーポレーション社外取締役(監査等委員)就任(現任)	一株

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 する 当社株式の数
3	新任 まつ かわ きと し 松 川 誠 志 (1978年11月 5 日生)	2002年 4 月 朝日監査法人(現有限責任 あずさ監 査法人)入社 2005年 4 月 公認会計士登録 2008年 7 月 金融庁検査局へ出向 2010年 3 月 米国公認会計士(ワシントン州)登録 2010年 7 月 有限責任 あずさ監査法人 金融事業 部へ復帰 2012年 9 月 (株)KPMG FAS入社 2016年 7 月 (株)日本政策投資銀行へ出向 2018年 7 月 RIZAPグループ(株)入社	一株

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者田中弘之及び同小島茂の両氏は、社外取締役候補者であります。また、両氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 取締役候補者田中弘之氏は、雑貨業界に精通し、企業経営に関する知識・経験が十分であり、営業・商品・店舗開発をはじめとした幅広い管理統括業務の実績を有していることから、取締役としてコーポレートガバナンスの充実・確立に貢献していただけるものと判断し、社外取締役候補者といたしました。
4. 取締役候補者小島茂氏は、社会保険労務士としての知識・経験が豊富であり、社会保険労務士事務所の経営経験を有していることから、法令を踏まえた客観的視点で適切な助言をいただけるものと判断し、社外取締役候補者といたしました。
5. 取締役候補者松川誠志氏は、公認会計士としての豊富な経験と専門知識を有していることから、財務及び会計並びに税務について、経営に適切な助言をいただけるものと判断し、取締役候補者といたしました。
6. 取締役候補者松川誠志氏は、当社の親会社であるRIZAPグループ株式会社の業務執行者であります。
7. 当社は、現在、会社法第427条第1項の規定に基づき、田中弘之氏及び小島茂氏と同法第423条第1項の賠償責任について、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって責任を限定する内容の責任限定契約を締結しております。田中弘之氏及び小島茂氏の取締役選任が承認された場合、当社は田中弘之氏及び小島茂氏との当該責任限定契約を継続する予定であります。また、松川誠志氏の取締役選任が承認された場合、当社は同氏との間で会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める額を最低責任限度額といたします。
8. 取締役候補者田中弘之氏及び同小島茂氏の当社社外取締役（監査等委員）在任期間は、本総会終結の時をもって2年になります。

第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

法令で定める監査等委員である取締役全員の員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

また、本選任の効力につきましては、その就任前に限り、監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものといたします。

補欠の監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

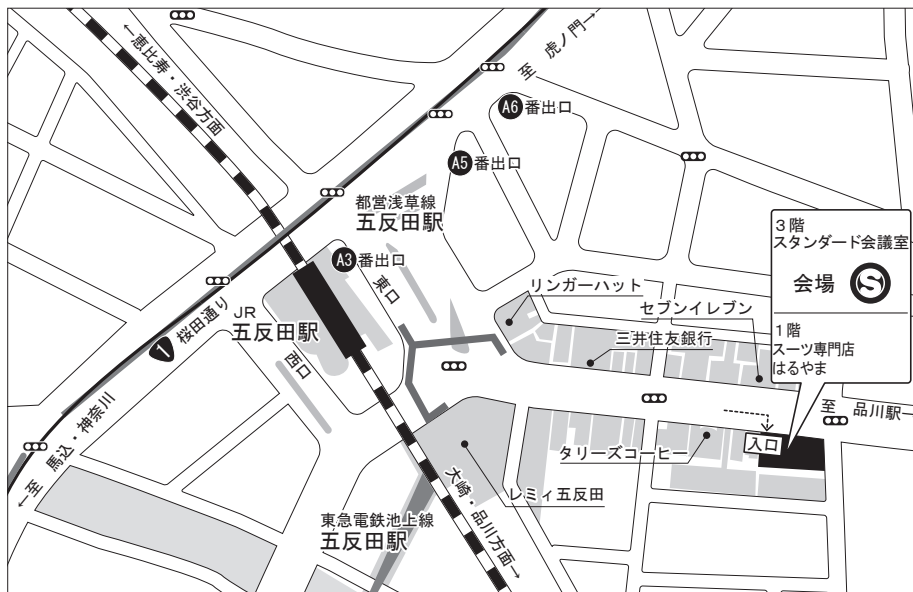
氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
やま じ くに お 山 路 邦 夫 (1974年8月20日生)	2002年10月 大阪弁護士会登録 弁護士法人御堂筋法律事務所入所	一株
	2006年7月 弁護士法人御堂筋法律事務所東京事務所所属	
	2007年8月 東京弁護士会へ登録換え	
	2011年1月 弁護士法人御堂筋法律事務所パートナー就任(現任)	
	2017年5月 オリジン東秀㈱社外取締役就任(現任)	

- (注) 1. 補欠の監査等委員である取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 山路邦夫氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 山路邦夫氏を補欠の監査等委員である社外取締役候補者として選任する理由は、弁護士としての専門的な見識を当社の監査に反映していただくためであります。また、同氏は直接的に企業経営に関与した経験はありませんが、弁護士としての実務経験を有することなどを総合的に勘案し、職務を適切に遂行することができるものと判断したためであります。
4. 山路邦夫氏が監査等委員である取締役に就任した場合、当社は同氏との間で会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める額を最低責任限度額といたします。

以上

株主総会会場ご案内図

会場：東京都品川区東五反田2丁目3番5号
五反田中央ビル3階 スタンダード会議室大ホール



交通のご案内

＜最寄駅＞JR山手線 五反田駅東口 徒歩5分

都営地下鉄浅草線 五反田駅A3出口 徒歩6分

- ・JR五反田駅東口、地下鉄浅草線A3出口より、前方の横断歩道橋をレミィ五反田側へ渡り、外階段で下りソニー通りを品川駅方面へ進んで右手、1階にスーツ専門店はるやまが、入っているビルの3階。徒歩5～6分。

※駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場は
ご遠慮くださいますようお願い申し上げます。